

防地在（事）第166号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

漁業見舞金支給要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

漁業見舞金支給要領

(趣旨)

第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条の規定により漁船の操業の制限又は禁止（以下「漁船の操業制限等」という。）をされ、漁業経営上の損失を被った者で、これらの法律の規定による損失の補償（以下「漁業補償」という。）を受けられないものを救済するため、当分の間、この要領の定めるところにより漁業見舞金を支給する。

(漁業見舞金支給対象要件等)

第2 漁業見舞金は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、漁船の操業制限等により漁業経営上の損失が認められるときに支給する。

(1) 相続人等自立

漁船の操業制限等の開始の時点（以下「制限開始時」という。）において、その制限水域で漁業を営んでいた者として漁業補償を受けていた者の相続人及びこれに準ずる者（現に漁業補償を受けている者を除く。）が、漁業経営者として自立した場合

(2) 従事者自立

制限開始時においてその制限水域で漁業に従事していた者が、漁業経営者として自立した場合（（1）に該当する場合を除く。）

(3) 漁場変更

制限開始時に漁業を営んでいた者が、制限開始時以降において増トン、増馬力及び漁業種類の転換等により制限水域を含む漁場に依存することとなった場合

(4) 増統

現に漁業補償又は漁業見舞金を受けている者が、制限開始時以降において新たに漁業の操業単位を増加した場合

(5) 後継自立

制限開始時後において、漁業補償又は漁業見舞金の支給対象船（漁業補償又は漁業見舞金を受けている者が、制限水域を含む漁場で操業している漁船をいう。）で漁業に従事していた者が、漁業経営者として自立し、6年以上を経過した場合

2 漁業見舞金支給対象者は、前項各号に掲げる者で、漁船の操業制限等により漁業経営上の損失を被ったものとする。

(漁業見舞金対象期間)

第3 漁業見舞金対象期間は、当該見舞金を支払う会計年度の前年度の期間とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(漁業見舞金申請書の受理)

第4 漁業見舞金支給対象者の住所の所在地を管轄する地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、当該支給対象者に別記様式第1による漁業見舞金申請書を提出させるものとする。

(漁業見舞金の額の決定)

第5 地方防衛局長は、第4の規定による漁業見舞金申請書を受理したときは、駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号。以下「訓令」という。）第23条の規定に準じて漁業見舞金の額を決定するものとする。

(協議)

第6 地方防衛局長は、第5の規定により漁業見舞金の額を決定するときは、訓令第12条の規定に準じて地方協力局長に協議しなければならない。

(漁業見舞金の額の通知及び同意)

第7 地方防衛局長は、第5の規定により漁業見舞金の額を決定したときは、別記様式第2による漁業見舞金決定通知書により漁業見舞金支給対象者に通知し、別記様式第3による漁業見舞金同意書を当該支給対象者から提出させるものとする。

(漁業見舞金支払完了報告)

第8 地方防衛局長は、漁業見舞金の支払を完了したときは、速やかに、別記様式第4による漁業見舞金支払完了報告書により地方協力局長に報告しなければならない。

(委任規定)

第9 この要領に定めるもののほか、漁業見舞金の支給に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

別記様式第 1

漁業見舞金申請書

令和 年 月 日

申請者の住所
氏名（名称）

防衛局長
東海防衛支局長 殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 4 3 号）第 1 条又は自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 1 0 5 条の規定により漁船の操業を制限され、又は禁止され、漁業経営上の損失を被っているが、これらの法律の規定による損失の補償を受けられないので、下記のとおり漁業見舞金を申請致します。

記

制限水域名	水 域
漁業見舞金対象漁業種類	
漁業見舞金対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
漁業見舞金対象期間中における漁船の操業の制限又は禁止がなかったならば通常得られたであろう漁業経営上の所得額	
漁業見舞金対象期間中の漁業経営上の所得額	
漁業見舞金申請額	
その他参考となる事項	

注：所得額その他参考となる事項を証明するための資料を添付すること。

別記様式第2

漁業見舞金決定通知書

文書番号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付けをもって申請のあった貴殿の漁業見舞金について、下記のとおり決定したので通知します。
この通知を受けた日から30日以内に、添付の漁業見舞金同意書を返送願います。

記

- 1 漁船の操業制限等を受けた漁業種類
- 2 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 漁業見舞金を交付すべき損失の有無
- 4 漁業見舞金決定額 円
- 5 その他の事項

以上

添付書類：個人別内訳書
漁業見舞金同意書

別記様式第3

漁業見舞金同意書

¥

令和 年 月 日付け第 号漁業見舞金決定通知書により通知をうけた漁業見舞金については、上記の金額に異議なく、この金額受領の上は、今後いかなる名義でも請求しません。

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

住 所
氏名（名称）

漁 業 見 舞 金 支 払 完 了 報 告 書

防衛局長
東海防衛支局長

制 限 水 域 名	都道府県名	組 合 名	対象者数	見舞金額	見舞金対象期間	支払年月日